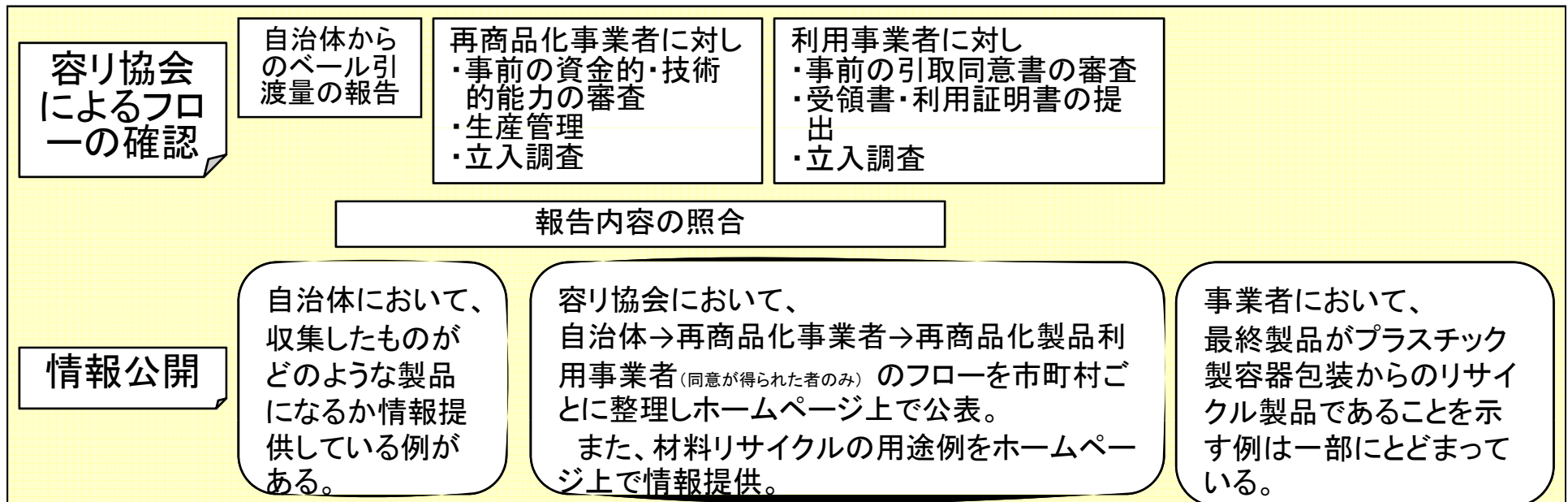


リサイクルのフローの確認と 情報公開の在り方について

容器包装リサイクルのフローの
透明化等に関する検討会（第3回）

容器包装リサイクルの流れの各段階における フローの確認と情報公開の現状について



リサイクルのフローの確認の在り方について

○どの主体にまでリサイクルしたかの確認が必要か。

それぞれの主体ごとにどのような内容を確認する必要があるか。

- ・ 再商品化製品利用事業者までの確認の範囲で十分か。
- ・ 重量ベースの数量確認でリサイクルしているかの確認は十分か。
- ・ 上記の内容で購入したものをリサイクルせずに不適切に処理する事例や偽装有償取引を判別できるか。
- ・ 過度の確認が利用拡大の妨げになる恐れがあるか。

○上記のフローの確認作業の担保措置はいかにあるべきか。

- ・ 従来のように契約に基づく強制(契約解除や損害賠償等の民事、詐欺等の刑事)で十分か。
- ・ 法改正により強制に直接的な刑事罰を設けることが必要か。
- ・ 確認主体は協会のみでよいか。市町村の関与はいかにあるべきか。

情報公開の在り方について

- フローの確認のために得た情報をどこまで公開する必要があるか。
消費者等の信頼性向上を図るためにどのような情報が求められているか。
 - 情報の内容(製品名、数量、素材、事業者名、金額 等)
 - 誰が確認を行ったか

- 消費者等の信頼性の向上と再商品化製品の利用拡大のバランスを図る観点から、どこまでの情報公開が可能か。
 - 情報の内容(製品名、数量、素材、事業者名、金額 等)
 - 誰が確認を行ったか

- 情報公開を促すため、再商品化製品の利用によるメリットとしていかなる措置があるか。
 - グリーン購入法等の公的セクターの購入を促す措置
 - 製造業者等の民間事業者の購入を促す措置
 - 容り協会の入札における取扱等再商品化事業者の取組を促す措置